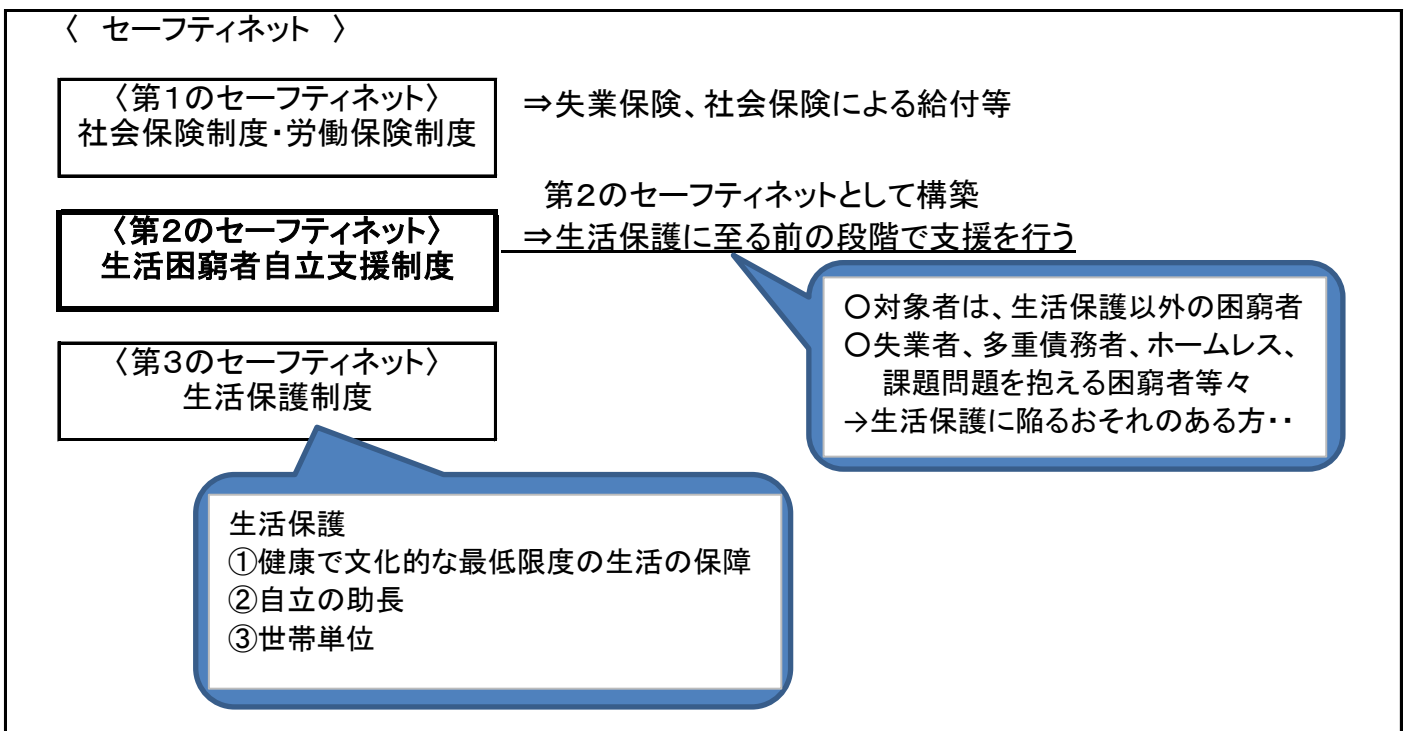
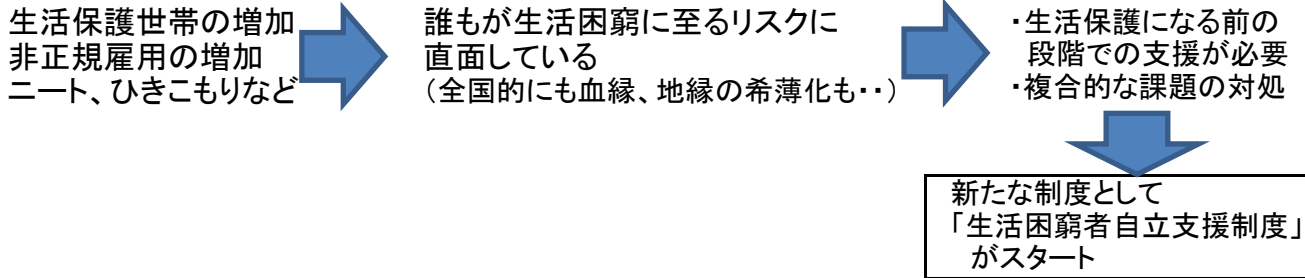


◎生活困窮者自立支援制度について

◎生活困窮者自立支援制度 平成27年4月～



★生活困窮者自立支援事業

生活困窮者に対し、自立相談支援事業や家計相談支援事業その他の支援など
生活困窮者からの相談に応じて、就労その他の自立に関する支援を行う。

佐渡市社会福祉協議会へ委託 困窮者の新たな相談窓口として

生活自立相談支援センター (佐渡市社会福祉協議会本所内)	3名の専門相談員を配置して、困窮者支援 にあたっています。 ・主任相談支援員 ・相談支援員 ・就労支援員
---------------------------------	--

※さまざまな課題を抱える困窮者の方に対応するため、関係機関等と連携しながら
本人への寄り添い型の支援を行います。

生活困窮者自立支援法 平成27年4月施行

- 生活困窮者自立支援法が平成25年12月に制定され、平成27年4月から全国で施行されました。
- これは、これまでではなかった、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充するものです。

制度改正の全体像

